

高等学校（南信地区）空調設備工事 設計業務委託特記仕様書

令和4年6月

長野県教育委員会

I 業務概要

1. 業務名称 高等学校 (南信地区) 空調設備工事設計業務

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設 (以下「対象施設」という。) の概要は次のとおりとする。

(1) 対象施設 1

(ア) 学校名称 上伊那農業高等学校

(イ) 敷地の場所 上伊那郡南箕輪村

(ウ) 施設用途 高等学校

(エ) 既存施設竣工年月 (改修工事の場合) 年 月

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第 7 号 第 1 類とする。

(2) 対象施設 2

(ア) 学校名称 駒ヶ根工業高等学校

(イ) 敷地の場所 駒ヶ根市赤穂

(ウ) 施設用途 高等学校

(エ) 既存施設竣工年月 (改修工事の場合) 年 月

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第 7 号 第 1 類とする。

(3) 対象施設 3

(ア) 学校名称 飯田 OIDE 長姫高等学校

(イ) 敷地の場所 飯田市鼎名古熊

(ウ) 施設用途 高等学校

(エ) 既存施設竣工年月 (改修工事の場合) 年 月

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第 7 号 第 1 類とする。

(4) 対象施設 4

(ア) 学校名称 下伊那農業高等学校

(イ) 敷地の場所 飯田市鼎名古熊

(ウ) 施設用途 高等学校

(エ) 既存施設竣工年月 (改修工事の場合) 年 月

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第 7 号 第 1 類とする。

3. 適用

本特記仕様書 (以下「特記仕様書」という。) に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。「◎」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「◎」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 m²

b. 用途地域及び地区の指定

1) 用途地域

2) 防火地域 —

3) その他地区等 —

(2) 施設の条件

a. 延べ面積

b. 主要構造

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日付け国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 類 2) 建築非構造部材 類 3) 建築設備 類

(3) 工事の条件

a. 予定工事費	対象施設 1	約 32,300 千円 (税込み)
	対象施設 2	約 35,300 千円 (税込み)
	対象施設 3	約 27,900 千円 (税込み)
	対象施設 4	約 35,300 千円 (税込み)

b. 建設工期（予定工期） 令和 5 年 1 月 から 令和 5 年 5 月 (3～4 ヶ月)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- a. 高等学校（南信地区）空調設備工事設計業務基本要件書
b.

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「長野県建築設計業務委託共通仕様書（令和 2 年 4 月改定版）」による。

なお、「長野県建築設計業務委託共通仕様書」及び「提出書類様式」については、

https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kenchikugi_jutsu/shoki_jun.html

によること。

また、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 24 条の 7 に基づく重要事項の説明について、別記様式第 1 に記載の上、発注者に説明を行うこと。

1. 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（以下一級建築士という）
- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士または二級建築士
（ただし、二級建築士にあっては、建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者とする）

(2) 担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、建築（積算）、電気設備、機械設備の部門ごとの責任者として、主任担当技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

なお、主任担当技術者は、担当設計業務の分野について、専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次による。

- 建築（意匠）主任担当技術者については、次の資格を有する者とする。

- 1) 一級建築士の資格を有する者
- 建築（構造）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 1) 構造設計一級建築士の資格を有する者
 - 2) 一級建築士の資格を有し、設計業務（主に構造）に10年以上の経験を有する者
- ・ 建築（積算）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 1) （社）日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、建築工事の積算業務に3年以上の経験を有する者
 - 2) （社）日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者
- 電気設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 1) 建築設備士の資格を有し、電気設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者
 - 2) 設備設計一級建築士の資格を有する者
 - 3) 電気設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者
- 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 1) 建築設備士の資格を有し、機械設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者
 - 2) 設備設計一級建築士の資格を有する者
 - 3) 機械設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者
- 主任担当技術者と担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。
 - 建築（意匠）と建築（構造）と建築（積算）
 - ・ 電気設備と機械設備

2. 業務計画書

業務計画書（様式第8号）には、次の内容を記載する。

- (1) 業務概要
- (2) 業務方針
- (3) 業務工程表（様式第9号）
- (4) 管理体制及び連絡体制（様式第10号）
- (5) その他

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計業務

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
 - ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計業務

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

c. その他

- 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- 工事費概算書の作成
- 工事概要図の作成（位置図、配置図、工事概要、代表的な平面図・立面図、屋根伏図、その他監督員指定様式による）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務
- 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 開発許可積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 透視図作成（CG着色パース、A3判、外観1面、内観2面）
- ・ 模型製作（スタディー用白模型1個（縮尺1/100））
- ・ 計画通知手続き業務（手数料の納付は含まない）
- 関係法令等に基づく各種申請手続き業務（都市計画法施行規則第60条による証明、県地球温暖対策条例関係を含む）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する新申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務（PAL*、一次消費エネルギーの計算評価）
- ・ 省エネルギー改修計画提案書の作成
- ・ リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- ・ 住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ・ 日影図の作成（周辺建物及び敷地の状況を含む）
- ・ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料
（CASBEE建築評価員登録者による評価の実施 CASBEE - 新築；環境性能評価結果B+程度）

(3) その他の業務の内容及び範囲

- アスベスト含有調査（定性・定量分析12検体）
- ・ 低濃度PCB含有調査（.....検体）
- ・ 絶縁油中のPCB含有試験
- ・ 冷温水配管内視鏡調査
- ・ 敷地測量（平面・高低測量）

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 設計業務は、本特記仕様書I 4 (3) a に示す予定工事費を超過しないように行うこと。

(2) 提出書類

- ※ 受注者は、契約時に次の書類を各2部提出する。

管理技術者通知書（様式第 2 号）（健康保険被保険者証及び保有する資格を証する書類の写を含む）
 管理技術者に係る技術者経歴書（様式第 3 号）
 主任担当技術者の経歴等（様式第 4 号）
 担当技術者の経歴等（様式第 5 号）
 設計計画表（様式第 6 号）
 業務委託承諾願（様式第 7 号）（業務の一部を再委託する場合に限る）

※ 受注者は、設計業務（補助業務を除く）の一部を再委託した場合は、再委託に係る契約書の写しを提出する。

※ 業務実績情報の登録について

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録の内容について監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には登録の完了が確認できる資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し、確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○ 不要（ただし、受注者は任意で業務実績情報の登録ができることとする。）

（3）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）

（4）適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

○公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	（平成 28 年版）
○公共建築工事標準単価積算基準	同 上	（令和 4 年版）
○公共建築工事共通費積算基準	同 上	（平成 28 年版）
○官庁施設の基本的性能基準	同 上	（令和 2 年版）
○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	同 上	（平成 25 年版）
○官庁施設の総合耐震診断・改修基準	同 上	（平成 8 年版）
○建築工事における電子納品にかかる試行要領	長野県建設部	
○建設部公共事業環境配慮指針	同 上	
○長野県建設リサイクル推進指針	同 上	
○信州リサイクル製品率先利用方針	長野県環境部	
○長野県グリーン購入推進方針	同 上	
○長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針	長野県林務部	

b. 建築

○建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	（令和 4 年版）
○建築構造設計基準	同 上	（令和 3 年版）
○木造計画・設計基準	同 上	（平成 29 年版）
○建築工事標準詳細図	同 上	（令和 4 年版）

◎建築工事設計図書作成基準	同 上	(令和 2 年版)
◎敷地調査共通仕様書	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築木造工事標準仕様書	同 上	(令和 4 年版)
◎建築解体工事共通仕様書	同 上	(令和 4 年版)

c. 建築積算

◎公共建築数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	(平成 29 年版)
◎公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事の積算マニュアル	同 上	(平成 27 年版)

d. 設備

◎建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	(令和 3 年版)
◎建築設備設計基準	同 上	(令和 3 年版)
◎建築設備工事設計図書作成基準	同 上	(令和 3 年版)
◎公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)

e. 設備積算

◎公共建築設備数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	(平成 29 年版)
◎公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)

(5) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
- ◎ 既存建築物設計図の一部
- b. 既存資料
 - ・ 敷地調査資料 () (一部電子データを除く。)
- c. 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用基準等のうち、・貸与に○印の付いたもの ・ 貸与資料等のうち、○印の付いたもの 	

貸与場所 (対象施設) 貸与時期 (委託契約締結後)

返却場所 (対象施設) 返却時期 (委託契約完了時)

(6) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務 (対象外業務) の範囲等

業務委託内容に含まれない業務は、次のそれぞれ業務の業務内容のうち、「委託対象外業務等」欄に記載された業務とする。

a. 基本設計業務

業務内容	委託対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理
	設計と条件及び貸与等される資料によ

		り業務の軽減が図られる部分
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	変更内容を監督員が整理することにより業務の軽減が図られる部分
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	設計と条件及び貸与等される資料により業務の軽減が図られる部分
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	設計と条件により業務の軽減が図られる部分
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		設計と条件及び貸与等される資料により業務の軽減が図られる部分
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	—
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分
(5) 基本設計図書の作成		—
(6) 概算工事費の検討		—
(7) 基本設計内容の説明等		基本設計完了時の詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分

b. 実施設計業務

業務内容		委託対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	基本設計策定時に取得する情報の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	変更内容を監督員が整理することにより業務の軽減が図られる部分
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計策定時に取得する資料の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計策定時に調整される事項により業務の軽減が図られる部分
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	監督員において判断する事項により業務の軽減が図られる部分
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	監督員において判断する事項により業務の軽減が図られる部分
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	貸与等資料により業務の軽減が図られる部分
	(ii) 計画通知図書の作成	なし
(5) 概算工事費の検討		積算業務実施により業務の軽減が図られる部分
(6) 実施設計内容の説明等		実施設計完了時の詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分

(7) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲 (概算工事費)

指定部分の履行期限 (令和4年9月30日)

b. 成果物の提出場所 (高校教育課)

c. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工

図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- 1) 写真は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。
この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- 2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
① 写真を公表すること。② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

e. 設計に係る著作権について

当該設計に係る著作権は、長野県に帰属する。

f. 設計図等への設計者等の明示について

提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、主任技術者、担当技術者の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。

5. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

基本設計の成果物は下記により、体裁・提出部数等は、表1-1による。

a. 建築基本設計図書

- 1) 計画説明書（設計主旨、要求性能）
- 2) 建築改修計画概要書
建物概要、工程・仮設計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書
- 3) 建築改修計画検討書
- 4) 工事費概算書
- 5) 各種技術資料

b. 電気設備基本設計図書

- 1) 現地調査書
- 2) 電気設備改修計画概要書
電気設備計画概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書
- 3) 電気設備改修計画検討書
電力設備改修計画（自家発配置等）の検討書及び検討図
- 4) 工事費概算書
- 5) 各種技術資料

c. 機械設備基本設計図書

- 1) 現地調査書
- 2) 機械設備改修計画概要書
機械設備計画概要、機械設備方式選定検討書、概略計算書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書
- 3) 機械設備改修計画検討書
空調設備改修計画（システム・機種・機器配置等）の検討書及び検討図
- 4) 工事費概算書
- 5) 各種技術資料

(表1-1)

種 別	体 裁	部 数	備 考
◎建築基本設計図書	ファイル綴じ（A3）	1部	電子データ（PDF形式） CADデータ（JWW形式）を含む

◎電気設備基本設計図書	ファイル綴じ (A 3)	1部	電子データ (PDF 形式) CAD データ (JWW 形式) を含む
◎機械設備基本設計図書	ファイル綴じ (A 3)	1部	電子データ (PDF 形式) CAD データ (JWW 形式) を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・CASBEE 評価	ファイル綴じ (A 4)	1部	
1) 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。(2枚)			
3) ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。			

(2) 実施設計

a. 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表1-2による。(表1-2)

種 別	体 裁	部 数	備 考
◎意匠設計図	原図 (A 1)	1部	CAD データ (JWW 形式) を含む
(作成例：表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、案内図、配置図、敷地求積図・面積表、建築求積図・面積表、平均地盤面算定図、仕上表、各階平面図、各面立面図、断面図、矩計図、平面詳細図、部分詳細図、展開図、天井伏図、屋根伏図、建具キープラン、建具リスト、工作物等詳細図、外構計画図、外構詳細図、敷地横断面図、敷地縦断面図、解体撤去図、仮設計画図、工程表、日影図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
・構造設計図	原図 (A 1)	1部	CAD データ (JWW 形式) を含む
(作成例：特記仕様書、基礎・基礎梁伏図、各階伏図、小屋伏図、軸組図、断面リスト、標準詳細図、基礎配筋図、各部配筋図、鉄骨詳細図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
◎上記設計図 製本	白焼き製本 (A 1)	1部	表紙、背表紙タイトル入り
◎上記設計図 製本	白焼き製本 (A 3)	5部	電子データ (PDF 形式) を含む 表紙、背表紙タイトル入り
・構造計算書	原本ファイル綴じ (A 4)	1部	構造計画概要書を含む
◎工事費概算書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
◎工事概要図	ファイル綴じ (A 3)	1部	電子データ (JWW 形式) を含む
◎設計説明書	ファイル綴じ (A 4)	1部	設計意図伝達事項の記載を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ (A 4)	適宜	
・木材使用状況報告書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・計画通知関係図書	ファイル綴じ (A 4)	適宜	
◎各種申請図書	ファイル綴じ (A 4)	適宜	
・省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ (A 4)	適宜	PAL*
・透視図	ファイル綴じ (A 4)	1部	電子データ (JPEG 形式) を含む
・写真	ファイル綴じ (A 4)	適宜	電子データ (JPEG 形式) を含む
◎カタログ等	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・建物保全計画書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
◎アスベスト含有調査報告書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・特殊廃棄物等調査	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・低濃度 PCB 含有量調査	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・絶縁油中の PCB 含有調査	ファイル綴じ (A 4)	1部	変圧器
・ダイオキシン調査	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・CASBEE 評価書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・敷地測量 (平面・高低)	ファイル綴じ (A 4)	1部	

- 1) 原図類は、ケースに入れて提出する。
- 2) 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。(2枚)
- 3) ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。
- 4) 意匠設計図における特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。
- 5) 製本は、発注工事物件毎とする。

b. 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表1-3による。(表1-3)

種 別	体 裁	部 数	備 考
◎電気設備設計図	原図 (A 1)	1 部	CAD データ (JWW 形式) を含む
(作成例: 表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、系統図、平面図・弱電配線図、機器一覧表、音響設備取付図、機器姿図、機器・配線撤去図、配置図、工程表、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
◎機械設備設計図	原図 (A 1)	1 部	CAD データ (JWW 形式) を含む
(作成例: 表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、屋外配管図、凡例・系統図・機器表、各階平面図・平面詳細図、既存撤去図及び仮設図、屋外配管図、施工区分表、施工標準図、工事工程表、検討案比較、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
◎上記設計図 製本	白焼き製本 (A 1)	1 部	表紙、背表紙タイトル入り
◎上記設計図 製本	白焼き製本 (A 3)	5 部	電子データ (PDF 形式) を含む 表紙、背表紙タイトル入り
◎電気設備計算書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データ (PDF 形式) を含む
◎機械設備計算書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データ (PDF 形式) を含む
◎工事費概算書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
◎設計説明書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	設計意図伝達事項の記載を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
・計画通知関係図書	ファイル綴じ (A 4)	適宜	
◎各種申請図書	ファイル綴じ (A 4)	適宜	
・省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	一次エネルギー消費量
・省エネルギー改修計画提案書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
1) 原図類は、ケースに入れて提出する。			
2) 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。(2枚)			
3) ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。			
4) 建物設計図における特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。			
5) 製本は、発注工事物件毎とする。			

c. 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表1-4による。(表1-4)

種 別	体 裁	部 数	備 考
【建 築】			
◎工事内訳書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データ (RIBC 2 形式) を含む
◎積算数量調書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎積算数量算出書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎複合単価等作成資料	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎見積書、見積一覧表	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
【電気設備】			
◎工事内訳書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データ (RIBC 2 形式) を含む
◎積算数量調書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎積算数量算出書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎複合単価等作成資料	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎見積書、見積一覧表	ファイル綴じ (A 4)	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。

◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
【機械設備】			
◎工事内訳書	原本ファイル綴じ (A4)	1部	電子データ (RIBC2形式) を含む
◎積算数量調書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎積算数量算出書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎複合単価等作成資料	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎見積書、見積一覧表	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
1) 電子データ類は、実施設計における電子データを収録したCD-Rに収録し提出する。(2枚) 2) CD-R及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。 3) 積算は、発注工事物件毎とする。			

高等学校（南信地区）空調設備工事設計業務に関する参考資料

この資料は、入札参加者等の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、設計業務委託契約書第1条でいう設計業務委託仕様書ではなく、委託契約上の拘束力を持つものではありません。

また、この資料は、あくまでも発注者が委託料の算定を行う上で想定した図面目録の内容を示したものであり、成果物としての設計図面枚数等を規定するものではありません。

したがって、発注者側に帰すべき理由による設計条件の変更がない限り、当該資料に記載の図面種類及び図面枚数と成果物の図面種類及び図面枚数に差異が生じた場合でも委託料の変更は行いません。

なお、この資料に関する質問は受け付けません。

なお、この資料の有効期限は、標記業務の入札日までとします。

●工種別工事費割合（概算）

建築工事費：設備工事費＝5：95

高等学校（南信地区）空調設備工事設計業務 における対象施設に関する図面目録

業務区分		図面種類	枚数	備考	対象外業務率	難易度 工事
工事	分野					
改修	建築意匠	基本設計方針・基本設計書	4	書式CADデータ貸与	中高	標準 簡易 標準 〃 簡易 標準 簡易
		特記仕様書	8			
		配置図	4			
		平面図	15			
		仮設計画図	4			
		仕上表	4			
		概略工程表	4			
		〃	電気			
〃	〃	特記仕様書	4			
〃	〃	構内配線図	4			
〃	〃	幹線系統図	4			
〃	〃	盤図	4			
〃	〃	受変電設備図	8			
〃	〃	平面図	15			
〃	〃	各部詳細図	4			
〃	機械	基本設計書	8	書式CADデータ貸与	中高	標準 簡易 〃 〃 標準 〃 〃
		特記仕様書	4			
		案内図・配置図	4			
		凡例・機器表	4			
		平面図	15			
		自動制御図・計装図	4			
		改修詳細図	4			
			137			

※ 長野県建築設計業務等積算要領第2章2.2(4)における所要工数の算定にあたっては、平成30年6月1日付け、国土交通省から地方整備局等営繕担当部長あての通知を適用する。

対象外業務	低	…	0.1～0.3	中	…	0.4～0.6	高	…	0.7～0.9
-------	---	---	---------	---	---	---------	---	---	---------